

令和5年度災害応急対策活動等に関する基本協定募集要領における
令和4年度からの**主な変更点**について

1. 災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定募集要領

【変更1】河川の活動区域名を以下のとおり変更しております。

<令和4年度>		<令和5年度>
①千代水出張所（殿ダム含む）管内	→	①千代川下流区域（殿ダム含む）
②河原出張所管内	→	②千代川上流区域

【変更1 該当箇所(1)】

基本協定締結説明書

1. 協定概要

(2) 活動区域 鳥取河川国道事務所管内の、

- ①千代川下流区域（殿ダム含む）（河川）
- ②千代川上流区域（河川）
- ③鳥取国道維持出張所管内（道路）
- ④郡家国道維持出張所管内（道路）
- ⑤鳥取自動車道出張所管内（道路）

における災害応急対策活動等への協力を原則とします。

機械設備関係及び電気通信設備関係については、鳥取河川国道事務所管内
全域を活動区域とした災害応急対策活動等の協力が原則となります。

（別図-1（河川）、別図-2（道路）、別図-3（機械）参照）

【変更1 該当箇所(2)】

【土木関係】

令和5年度災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定（案）

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、鳥取河川国道事務所管内（以下「実施区域」という。）を原則とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

なお、実施区域における実施箇所については、次の優先順位で協力を要請するものとする。

- 協力を要請する優先順位：①〇〇〇〇出張所管内
②〇〇〇〇出張所管内
③〇〇〇〇出張所管内
④千代川〇流区域
⑤千代川〇流区域

【変更1 該当箇所(3)】

(別記様式5)

【土木関係】

① 希望実施箇所調査票

[記入例]

箇所名	希望順位
①千代川下流区域 (殿ダム含む)	< 2 >
②千代川上流区域	< 1 >
③鳥取国道維持出張所管内	< 4 >
④郡家国道維持出張所管内	< 3 >
⑤鳥取自動車道出張所管内	< 5 >

※希望実施箇所は活動を要請する際の参考とさせていただきます。

※希望順位が分かるように記載願います。

※希望順位は原則5番目まで記載してください。

※実施箇所の詳細

①千代川下流区域 (殿ダム含む)

千代川(河口～源太橋付近)、袋川(千代川合流部～岡益橋付近)、新袋川(千代川合流部～大杵付近)、殿ダム(因幡万葉湖付近)

②千代川上流区域

千代川(源太橋付近～三角橋付近)、八東川(千代川合流点～今在家排水樋門付近)

③鳥取国道維持出張所管内

一般国道9号(岩美郡岩美町蒲生～鳥取市青谷町長和瀬)、一般国道29号(鳥取市内)、一般国道53号(鳥取市西円通寺～鳥取市秋里)

④郡家国道維持出張所管内

一般国道29号(兵庫県宍粟市波賀町戸倉～鳥取市境界)、一般国道53号(岡山県勝田郡奈義町馬桑～鳥取市西円通寺)

⑤鳥取自動車道出張所管内

鳥取自動車道(兵庫県佐用郡佐用町口長谷～鳥取市本高)、一般国道373号志戸坂峠道路(岡山県英田郡西栗倉村影石～八頭郡智頭町市瀬)、鳥取西道路(鳥取市本高～鳥取市青谷)

※当年度の鳥取河川国道事務所が発注した維持(保守)工事受注者については、受注している維持(保守)工事の区域外での活動を原則とする。

① 鳥取河川国道事務所が管理する区域の市町

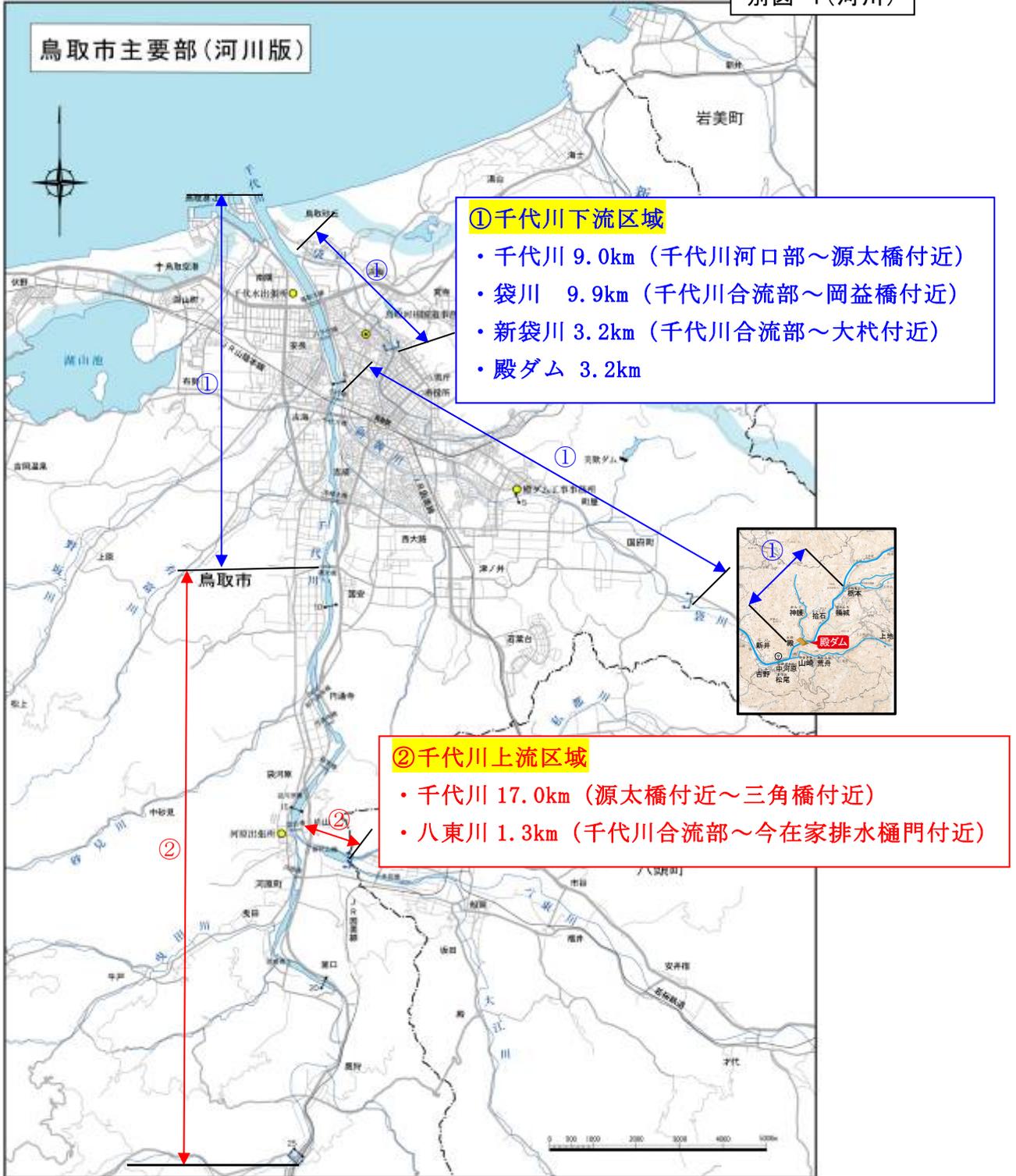
(鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町)内に

建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所の住所

[記入例]

住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
----	--------------

※募集要領 2. (8) 関係



【変更2】中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争参加資格の認定に係る応募資格と申請書作成について、以下の赤字部分を変更しておりますので御注意下さい。

【変更2 該当箇所(1)】

基本協定締結説明書

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (2) 中国地方整備局における令和5・6年度の「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」の一般競争参加資格の申請を令和5年1月13日までにしていること。

なお、令和5年4月1日までに令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結者の決定の条件とする。

各活動において必要な認定資格は次のとおりとする。

【土木関係】 : 「一般土木工事」又は「維持修繕工事」

【機械設備関係】 : 「機械設備工事」

【電気通信設備関係】 : 「電気設備工事」又は「通信設備工事」

【変更2 該当箇所(2)】

基本協定締結説明書

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

②令和5・6年度の一般競争参加資格に係る書類（本説明書2. (2)）

中国地方整備局における令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」に係る一般競争参加資格の申請をインターネットにより行っている場合には、「令和5・6年度受付票」、「一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

また、申請を郵送により行っている場合には、提出した申請書（様式①-1，様式①-2）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

【変更3】【土木関係】協定（案）第7条の活動の直接の指示を行う者を赤字部分のとおり変更しておりますので御注意下さい。

【変更3 該当箇所(1)】

【土木関係】

<令和4年度災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定（案）>

（活動の実施）

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2 活動の直接の指示は、当該活動実施箇所を担当する出張所長、支所長並びに建設監督官（以下「出張所長等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引き」により行うものとする。

4 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

<令和5年度災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定（案）>

（活動の実施）

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2 活動の直接の指示は、**鳥取河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下「指示者」という。）**が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3 **甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。**

4 **前第2項の指示があった場合、乙は状況報告を適宜、指示者へ報告するものとする。**

5 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引き」により行うものとする。

6 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

2. 災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定募集要領

【変更4】河川の活動区域名を以下のとおり変更しております。

<令和4年度>

- ①千代水出張所（殿ダム含む）管内
- ②河原出張所管内

<令和5年度>

- ①千代川下流区域（殿ダム含む）
- ②千代川上流区域

【変更4該当箇所(1)】

（別記様式6）

希 望 業 種 調 査 票

[記入例]

会社名：

希望順位	希望される業種
第1希望	測量業務
第2希望	土木関係建設コンサルタント業務（河川関係・道路関係）
第3希望	地質調査業務

※1 土木関係建設コンサルタント業務を希望する場合は、河川関係か道路関係の記載をお願いします。（両方も可）

※2 第2希望、第3希望を記載された方は、それぞれの業務実績、技術者の資格、活動の実施体制を提出してください。

※管内の詳細

①千代川下流区域（殿ダム含む）

千代川（河口～源太橋付近）、袋川（千代川合流部～岡益橋付近）、新袋川（千代川合流部～大杵付近）、殿ダム（因幡万葉湖付近）

②千代川上流区域

千代川（源太橋付近～三角橋付近）、八東川（千代川合流点～今在家排水樋門付近）

③鳥取国道維持出張所管内

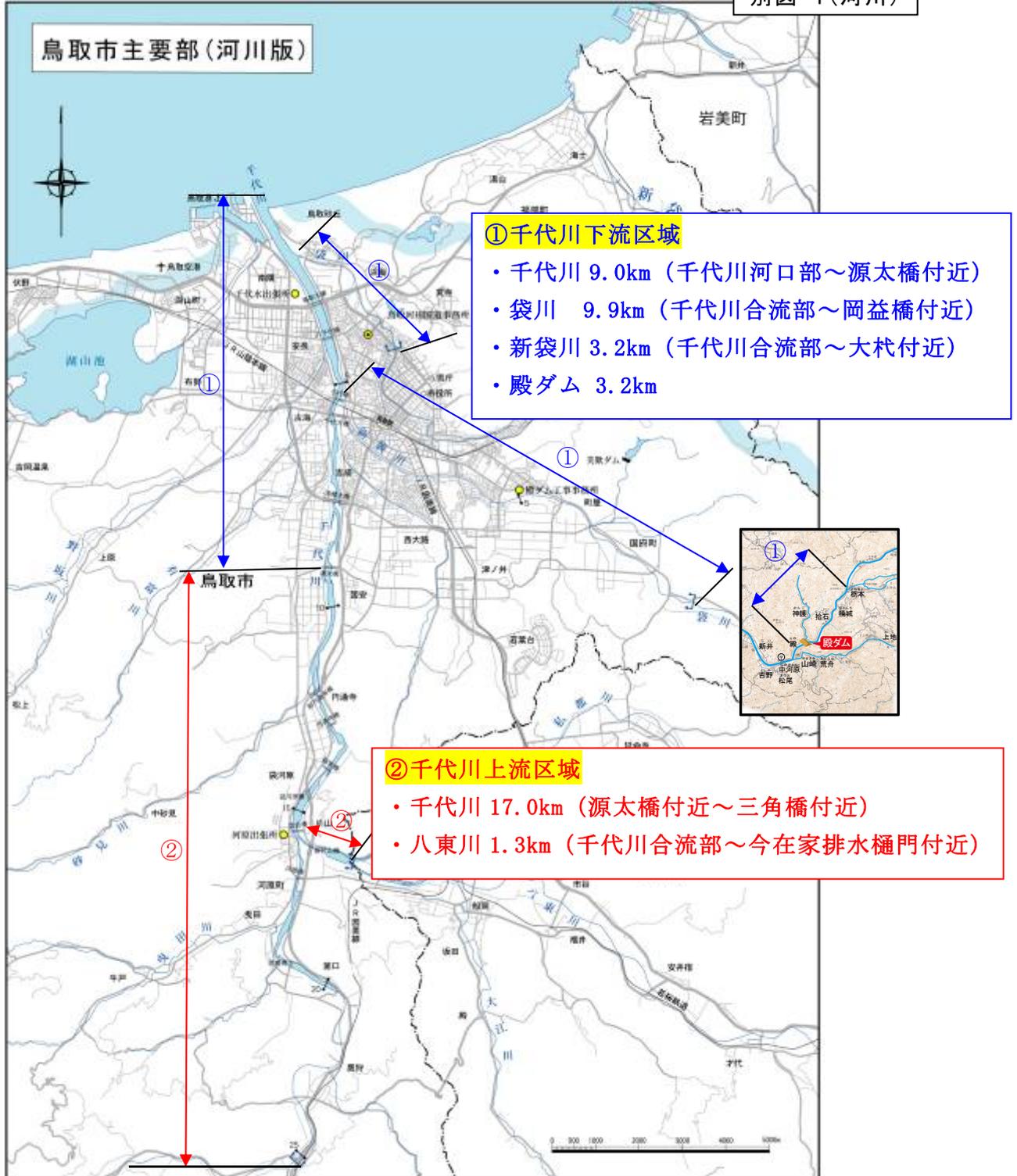
一般国道9号（岩美郡岩美町蒲生～鳥取市青谷町長和瀬）、一般国道29号（鳥取市内）、一般国道53号（鳥取市西円通寺～鳥取市秋里）

④郡家国道維持出張所管内

一般国道29号（兵庫県宍粟市波賀町戸倉～鳥取市境界）、一般国道53号（岡山県勝田郡奈義町馬桑～鳥取市西円通寺）

⑤鳥取自動車道出張所管内

鳥取自動車道（兵庫県佐用郡佐用町口長谷～鳥取市本高）、一般国道373号志戸坂峠道路（岡山県英田郡西栗倉村影石～八頭郡智頭町市瀬）、鳥取西道路（鳥取市本高～鳥取市青谷）



【変更5】中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争参加資格の認定に係る応募資格と申請書作成について、以下の赤字部分を変更しておりますので御注意下さい。

【変更5 該当箇所(1)】

基本協定締結説明書

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (2) 中国地方整備局における令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」の一般競争参加資格の申請を令和5年1月13日までにしていること。

また、令和5年4月1日までに令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結者の決定の条件とする。

各活動において必要な認定資格は次のとおりとする。

【土木設計関係】：「土木関係建設コンサルタント業務」

【測量関係】：「測量業務」

【地質調査関係】：「地質調査業務」

【変更5 該当箇所(2)】

基本協定締結説明書

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

②令和5・6年度の一般競争参加資格に係る書類（本説明書2.(2)）

中国地方整備局における令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」に係る一般競争参加資格の申請をインターネットにより行っている場合には「令和5・6年度受付票」、「申請書①」、「測量等実績高と希望職種・国土交通省地方整備局等」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

また、申請を郵送により行っている場合には、提出した申請書（様式①-1，様式①-2）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

3. 災害応急対策活動等（災害対策用機械等の運送 及び運転操作業務）に関する基本協定募集要領

【変更6】鳥取河川国道事務所が保有する災害対策用機械等について、赤字のとおり変更（排水ポンプ車1台、照明車1台が廃止等で協定対象外）が有ります。

【変更6該当箇所(1)】

基本協定締結説明書

1. 協定概要

(3) 活動内容

[災害対策用機械等]

機 械 名 機 械 番 号	規 格	車両総重量 (運転資格)	車両保管場所
排水ポンプ車 18-4705	水中ポンプ式 30m³/min 級 ポンプ台数 6 台	7,410kg (準中型以上)	片山水防倉庫
① 排水ポンプ車 24-4703	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	9,450kg (中型以上)	片山水防倉庫
② 排水ポンプ車 R02-4704	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	9,240kg (中型以上)	鳥取スノース テーション
照明車 18-4706	マルチライト[®] 灯 2kw×6 灯 20m 級、ブーム式	7,840kg (中型限定以上)	鳥取国道維持 出張所
③ 照明車 R02-4706	LED 灯 1.3kw×6 灯 10m 級、2 ホール式、カメラ付	5,420kg (準中型以上)	片山水防倉庫
④ 照明車 R03-4703	LED 灯 1.3kw×6 灯 20m 級、ブーム式、カメラ付	7,680kg (中型 8t 未滿 限定以上)	鳥取スノース テーション
⑤ 路面清掃車 26-1707	ブラシ式、リフトダンプ [®]	12,550kg (大 型)	鳥取国道維持 出張所
⑥ 排水管清掃車 25-1700	水循環式	16,430kg (大 型)	鳥取国道維持 出張所
⑦ 散水車（散水 装置付除雪ト ラック） R03-2707	プラウ付、5,800L	16,760kg (大 型)	鳥取スノース テーション
⑧ トンネル清掃車 R01-1704	2本ブラシ、自動追従式	12,420kg (大 型)	鳥取国道維持 出張所

○災害対策用機械等車両保管場所の位置

片山水防倉庫

鳥取県鳥取市河原町片山地先

鳥取スノーステーション

鳥取県鳥取市千代水1丁目170地内

鳥取国道維持出張所

鳥取県鳥取市湖山西1丁目462-1地内

【変更6該当箇所(2)】

(別記様式5)

協定を希望する災害対策用機械等

機 械 名 機 械 番 号	規 格	車両保管場所	協定希望 (○を記入)
排水ポンプ車 18-4705	水中ポンプ式 30m³/min 級 ポンプ台数 6 台	片山水防倉庫	
①排水ポンプ車 24-4703	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	片山水防倉庫	
②排水ポンプ車 R02-4704	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	鳥取スノース テーション	
照明車 18-4706	マルチライト灯 2kw×6 灯 20m 級、ブーム式	鳥取国道維持 出張所	
③照明車 R02-4706	LED 灯 1.3kw×6 灯 10m 級、2ホール式、カメラ付	片山水防倉庫	
④照明車 R03-4703	LED 灯 1.3kw×6 灯 20m 級、ブーム式、カメラ付	鳥取スノース テーション	
⑤路面清掃車 26-1707	ブラシ式、リヤフトダンプ	鳥取国道維持 出張所	
⑥排水管清掃車 25-1700	水循環式	鳥取国道維持 出張所	
⑦散水車 (散水 装置付除雪トラ ック) R03-2707	プラウ付、5,800L	鳥取スノース テーション	
⑧トンネル清掃車 R01-1704	2本ブラシ、自動追従式	鳥取国道維持 出張所	

※協定を希望する災害対策用機械等の協定希望欄に「○」を記入してください。

(注意) 複数選択することも可能ですが、複数の災害対策用機械等が同時に稼働する可能性があります。作業員の人数を考慮して協定を希望する災害対策用機械等を選定してください。

○運転免許について

運転に必要な免許は下記のとおりです。

⑤・⑥・⑦・⑧は大型免許

①・②は中型免許以上

④は中型免許(8t 未満限定)以上

③は準中型以上

○災害対策用機械等保管場所の位置

片山水防倉庫

鳥取県鳥取市河原町片山地先

鳥取スノーステーション

鳥取県鳥取市千代水1丁目170地内

鳥取国道維持出張所

鳥取県鳥取市湖山西1丁目462-1地内

【変更7】中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争参加資格の認定に係る応募資格と申請書作成について、以下の赤字部分を変更しておりますので御注意下さい。

【変更7 該当箇所(1)】

基本協定締結説明書

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (2) 中国地方整備局における令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」の一般競争参加資格の申請を令和5年1月13日までにやっていること。

また、令和5年4月1日までに令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結者の決定の条件とする。

【変更7 該当箇所(2)】

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定締結希望者は、下記資料を作成し提出をお願いします。

- ②令和5・6年度の一般競争参加資格に係る書類（本説明書2.(2)）

中国地方整備局における令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」に係る一般競争参加資格の申請をインターネットによりやっている場合には、「令和5・6年度受付票」、「一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

また、申請を郵送によりやっている場合には、提出した申請書（様式①-1，様式①-2）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。